

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
1	阿波座センタービル電算機室用空調設備保守点検業務	02 機械設備等保守点検	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	2,840,400	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	大阪市阿波座センタービル交流無停電電源装置(CVCF2)保守点検業務	02 機械設備等保守点検	株式会社日立製作所 関西支社	1,671,840	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	平成29年度 基幹系システム統合基盤改修業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	34,002,504	平成29年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
4	平成28年度 社会保障・税番号制度に係る基幹系システム統合基盤改修業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	44,876,160	平成29年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
5	大阪市情報通信ネットワークに係る運用保守業務	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	281,864,772	平成29年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
6	大阪市情報通信ネットワークの改修・整備に係る設計・構築業務	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	413,377,965	平成29年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
7	大阪市ソフトウェアライセンス管理システム運用保守業務	01 情報処理	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社	3,002,400	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
8	大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	50,238,964	平成29年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
9	平成29年度 基幹系システム統合基盤運用保守追加業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	75,982,425	平成29年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
10	大阪市情報通信ネットワークLGWAN接続系ネットワーク基盤等の整備に係る設計・構築及び運用保守業務	01 情報処理	株式会社日立製作所 関西支社	122,494,140	平成29年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
11	インターネット接続用ネットワークサービス及び内部情報系システム等ハウジングサービス業務	01 情報処理	株式会社ケイ・オプティコム	44,240,256	平成29年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項2号	W2	適用
12	大阪市 オープンデータ基盤運用業務	01 情報処理	ソフトバンク・テクノロジー株式会社	1,684,800	平成29年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
13	行政手続きのオンライン化に向けた調査・検討業務	17 各種施策研究・調査	アビームコンサルティング株式会社	31,320,000	平成29年6月5日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

1

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市阿波座センタービル電算機室用空調設備保守点検業務

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、大阪市阿波座センタービルの電算機室専用空調設備の劣化診断を行い、不良箇所の有無を確認し、必要に応じて分解点検し、不良部品の交換及び運転調整を行い、機能回復を図るものである。

本設備の納入業者である三菱電機株式会社は、保守業務は実施しておらず、三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社に保守点検、整備、修繕及び部品供給業務を委任している。

三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社は、三菱電機株式会社と同等の知識と技術を有する業者であり、同社に代わり技術的事項の問合せや部品供給を行うことができる唯一の窓口でもあることから、本業務委託を実施することができるのは同社以外にない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7113）

2

## 随意契約理由書

1 案件名称

大阪市阿波座センタービル交流無停電電源装置（CVCF 2）保守点検業務

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、交流無停電電源装置（CVCF 2）の劣化診断を行い不良箇所の有無を確認し、必要に応じて分解点検し不良部品の交換及び運転調整を行い、機能回復を図るものである。

株式会社日立製作所 関西支社は、当該設備を納入した製造業者であり、当該設備の設計について熟知して保守点検を実施できる業者であることから、安全性の確保及び製造者責任と保守責任の一元化を図ることのできる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G 4）

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

1 案件名称

平成 29 年度 基幹系システム統合基盤改修業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

基幹系システム統合基盤（以下、「統合基盤システム」という。）は平成 27 年 1 月に稼働し、住民基本台帳等事務システムをはじめとする住民情報系基幹システムに各種の共通機能（認証、印刷、連携など）を提供している。

平成 29 年度においては、番号制度における自治体間情報連携開始に伴い自治体内のセキュリティ強化を行う必要があり、それに伴い影響する機能について改修する。また、これまでの業務システム要望や業務システムの更新に伴う対応、運用上の課題対応のためシステム改修を行う。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は、統合基盤システムの構築業者であることから、当該システムの詳細及び特性について熟知しており、稼働中の統合基盤システムに影響を与えることなく、本業務を遂行できる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号（W2）

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 29 年度 社会保障・税番号制度に係る基幹系システム統合基盤改修業務

## 2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由

本市ではこれまで平成 29 年 7 月からの情報連携開始に向け、住民情報系基幹システムが共通的に利用可能な機能を提供する統合基盤システムを改修し、中間サーバ中継機能及び統合宛名番号管理機能を構築してきた。中間サーバ中継機能及び統合宛名番号管理機能は、情報連携の対象となる既存業務システムにおいて共通して必要となる機能であり、構築にあたり新たにシステム基盤を整備するより、統合基盤システム上のシステム連携基盤や認証基盤、印刷基盤等を有効に活用することで、各機能やシステム機器の重複投資を抑制するとともに、既存業務システムの改修を最小限に抑えることができる。

平成 29 年度においては、7 月に予定されている情報連携開始に向け、関係する事務・業務システムが副本データの移行作業、国や医療保険組合等との総合運用テストを実施する。これらテストおよび移行に際して、統合基盤システムとして必要となる準備作業、環境設定、テスト実施、業務システム等が行う移行作業の支援作業、システムリリースを行っていくことになる。

株式会社 NTT データ関西は、統合基盤システムの構築業者であることから、当該システムの詳細及び特性について熟知しており、マイナンバー制度対応にかかる対応を正確に実施することができる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 (W 2)

## 5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (電話番号 06-6543-7113)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市情報通信ネットワークに係る運用保守業務

## 2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

## 3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、大阪市情報通信ネットワークの構成、使用機器構成等について把握し、日常的な運用やネットワーク構成の変更等の運用管理、障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

また、本業務はシステムの開発業者である株式会社日立製作所関西支社の持つ技術情報、システムを熟知した要員とノウハウから成り立つものであり、システムの機能改善や利用者からの問合せ対応などの多岐にわたる業務を遂行するには、現行システムの運用及びシステムに関するノウハウがなければ、安定かつ円滑な稼働環境を保持することが困難となる。

そのため、仮に株式会社日立製作所関西支社以外の業者に業務委託した場合、本業務の遂行に要する期間及び経費が膨大となる。また、障害発生時には既存プログラム範囲との切り分けも困難であることから、復旧に多くの時間を費やすことも想定され、業務執行の確実性や安全性の確保の観点のもとより、技術的接続性、対応の緊急性、経済性等の観点からも、著しく支障をきたすこととなる。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの開発業者であることから、ネットワークの構成、使用機器構成等に精通しており、ハード・ソフトの両面において熟知しているだけでなく、これまでも運用管理並びに保守業務を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、本市情報通信ネットワークの安定的かつ円滑な運用管理並びに保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号（W2）

## 5 担当部署

ICT戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7116）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市情報通信ネットワークの改修・整備に係る設計・構築業務

## 2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

## 3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、大阪市情報通信ネットワークのネットワーク構成、使用機器構成等について把握したうえで、現行運用しているサービス機能や住民情報系・庁内情報系の各業務システムに影響を与えることなく、平成 29 年度における機種更新や関連ソフトウェアのバージョンアップ、各種運用管理ツールの改修等の設計・構築業務を実施することが必要不可欠である。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの構築業者であることから、当該システム及び通信ネットワークの詳細について熟知しているだけでなく、これまで、大阪市情報通信ネットワーク全般について構築・運用・機種更新を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、大阪市情報通信ネットワークの設計・構築業務を正確かつ効果的に実施することができる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 (W 2)

## 5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当 (電話番号 06-6543-7116)



## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市ソフトウェアライセンス管理システム運用保守業務

## 2 契約の相手方

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社

## 3 随意契約理由

本業務委託の実施にあたっては、本システムの構成、庁内情報ネットワークとの連携、使用機器構成等について把握し、日常的な運用や障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社は、本システムの開発業者であることから、本システムの設計・構築・構成、庁内情報ネットワークとの連携、使用機器構成等に精通しており、これまでも運用管理並びに保守業務を行ってきた実績から、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、本システムの安定的かつ円滑な運用管理並びに保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である。

以上の内容から、本業務委託を遂行できる事業者は、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社において他にないため、本委託業務をエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社に特名するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

## 5 担当部署

ICT戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7116）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市業務系ネットワーク二要素認証システム運用保守業務

## 2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由

本市では、総務省から全国市区町村に対して要請のあった「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」に基づき、国・地方自治体間におけるマイナンバーの情報連携が開始される平成 29 年 7 月までに個人番号利用事務を行う各システムにおいて、利用者認証の強化を行うため、業務系ネットワークへの二要素認証機能の導入を行うこととしており、本年度については利用環境の設計構築を実施したところである。

本業務の実施にあたっては、前述した業務系ネットワーク上に構築した二要素認証システムはもとより、本市住民情報系基幹システムの共通基盤である統合基盤システムを含めた本市業務系ネットワークの構成、使用機器構成等について把握し、日常的な運用やネットワーク構成の変更等の運用管理、障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

上記を満たす事業者は二要素認証システムおよび統合基盤システムの設計構築業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西のみであり、本案件の仕様の詳細及び特性についても熟知している。

これらのことに加え、平成 29 年 7 月に予定している二要素認証の本番リリースによる不具合が発生した場合、業務システムの認証にも影響を与えることとなり、結果的に本市の市民サービスの著しい低下を招きかねない状況になることが想定されることから、本案件を円滑に運用可能である業者は株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西において他になく、本業務を遂行できる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 (W 2)

## 5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当 (電話番号 06-6543-7113)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 29 年度 基幹系システム統合基盤運用保守追加業務

## 2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由

基幹系システム統合基盤（以下、「統合基盤システム」という。）は平成 27 年 1 月に稼働し、住民基本台帳等事務システムをはじめとする住民情報系基幹システムに各種の共通機能（認証、印刷、連携など）を提供しているシステムである。また、平成 26 年度以降、統合宛名番号管理機能、中間サーバ連携機能等、番号制度対応を行うにあたり本市で共通的に必要となる機能や中間サーバにかかる各種設定等について、統合基盤システムとして開発や設定作業を行ってきたところである。

番号制度対応としては、平成 29 年夏に情報連携が開始される予定であり、昨年度から続く総合運用テストに加え、新たに初期副本データ移行、本番運用を行っていくことになる。統合基盤システムは各業務システムの情報連携業務の稼働に先立ち、安定的に機能提供を行う必要があり、依頼作業対応や障害対応等の運用保守対応を実施し、統合基盤システムを維持管理するものである。

また、番号制度対応に伴って、自治体内の情報システムに関わるセキュリティ強化対策が求められており、システム利用時の二要素認証や個人番号利用業務とインターネット利用業務のネットワーク分離などによって追加された運用保守作業、自システム内のセキュリティ対策の追加業務および印刷機能性能向上対策の継続保守を行うものである。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は統合基盤システム開発および番号制度にかかる改修業者であることから、当該システムの詳細及び特性について熟知しており、安定したシステム運用を維持し業務影響を与えず、本業務を遂行できる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号（W2）

## 5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（電話番号 06-6543-7113）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪市情報通信ネットワーク LGWAN 接続系ネットワーク基盤等の整備に係る設計・構築及び運用保守業務

## 2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

## 3 随意契約理由

設計・構築業務の実施にあたっては、大阪市情報通信ネットワークのネットワーク構成、使用機器構成等について把握したうえで、現行運用しているサービス機能や住民情報系・庁内情報系の各業務システムに影響を与えることなく、大阪市情報通信ネットワーク上への LGWAN 接続系ネットワーク基盤の設計・構築業務を実施することが必要不可欠である。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの構築業者であることから、当該情報通信ネットワークの詳細について熟知しているだけでなく、これまでも、大阪市情報通信ネットワーク全般について構築・運用・機種更新を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、大阪市情報通信ネットワークの LGWAN 接続系ネットワーク基盤の設計・構築業務を正確かつ効果的に実施することができる唯一の業者である。

また、構築業務後の運用保守業務にあっても、大阪市情報通信ネットワークの構成、使用機器構成等について把握し、日常的な運用だけでなくネットワーク構成の変更等の運用管理、障害発生時の復旧対応等の保守業務を迅速かつ正確に実施できることが必要不可欠である。

運用保守業務はシステムの開発業者である株式会社日立製作所関西支社の持つ技術情報、システムを熟知した要員とノウハウから成り立つものであり、システムの機能改善や利用者からの問合せ対応などの多岐にわたる業務を遂行するには、システムに関するノウハウがなければ、安定かつ円滑な稼働環境を保持することが困難となる。

そのため、仮に株式会社日立製作所関西支社以外の業者に業務委託した場合、本業務の遂行に要する期間及び経費が膨大となる。また、障害発生時には既存プログラム範囲との切り分けも困難であることから、復旧に多くの時間を費やすことも想定され、業務執行の確実性や安全性の確保の観点のもとより、技術的接続性、対応の緊急性、経済性等の観点からも、著しく支障をきたすこととなる。

株式会社日立製作所関西支社は、大阪市情報通信ネットワークの開発業者であること

から、ネットワークの構成、使用機器構成等に精通しており、ハード・ソフトの両面において熟知しているだけでなく、これまでも大阪市市情報通信ネットワークの運用管理並びに保守業務を行ってきた実績から、各庁舎の設備状況の管理、運用管理、障害復旧対応等において優れたノウハウを有している等、LGWAN 接続系ネットワークの安定的かつ円滑な運用管理並びに保守業務を迅速かつ正確に実施することができる唯一の業者である

#### 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 (W 2)

#### 5 担当部署

I C T 戦略室企画担当 (電話番号 06-6208-7675)

随意契約理由書

1 案件名称

インターネット接続用ネットワークサービス及び内部情報系システム等ハウジングサービス業務

2 契約の相手方

株式会社ケイ・オプティコム

3 随意契約理由

本市の現行センター別館に設置している機器について、平成 30 年 3 月末までの利用が予定されている。

移設することにより、故障やデータ消失及び移設期間の業務停止といったリスクが想定されるため、機器の利用終了まで移設せずに利用する必要があり、現行センター別館についても利用延長する必要がある。

継続して現行センター別館を提供できる業者は、現在の契約先である株式会社ケイ・オプティコムが唯一の業者である。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号 (W 2)

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (06-6543-7116)

## 随意契約理由書

## 1 委託業務名称

大阪市 オープンデータ基盤運用保守業務

## 2 契約の相手方

ソフトバンク・テクノロジー株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は、「大阪市オープンデータ基盤」を運用保守するにあたり、システム機能を適切に維持管理し、安定かつ円滑な稼働環境を保持するための監視作業、システム障害に関する対応及び再発防止策の提案及びセキュリティアップデートなどのセキュリティ管理を行うものであり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等を備えたうえで実施する必要がある。

ソフトバンク・テクノロジー株式会社は「大阪市オープンデータ基盤」の構築業者であることから、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等の知識を備えており、「大阪市オープンデータ基盤」を運用保守することができる唯一の業者である。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

## 5 担当部署

ICT戦略室企画担当（電話番号 06-6208-7884）

## 随意契約理由書

## 1 委託業務名称

行政手続きのオンライン化に向けた調査・検討業務

## 2 契約の相手方

アビームコンサルティング株式会社

## 3 随意契約理由

本業務は全ての行政手続き等を調査・分析し、マイナンバー制度等の国の動向や、海外を含めた先進事例等を考慮して、本市システムのあり方を検討し、本市としての行政手続きのオンライン化の実行計画を作成するものであり、類似業務も実績と専門的な知識が必要とされる。

本業務の目的が、全庁的な行政手続きのオンライン化に向けた事業計画の策定等であり、予定価格の範囲内で本目的にかかる最大の効果を得るためには、事業者の提案する技術力や相違工夫等が不可欠であり、その内容によって得られる本業務に係る効果には、相当程度の差異が生じると認められる。

なお、本業務は短期間かつ各所属への負荷を最小限にして行う必要があり、事業者の実績と経験を最大限に利用して行う必要がある業務でもあり、本市が仕様を作成することで受託者の創意工夫できる範囲が減少し、効果の最大化を阻害する可能性がある。

また、公募型プロポーザル方式を採用する効果については、本業務が、専門的知識が求められるものであるため、本業務を専門としている事業者より幅広い提案を受けることで、本業務の効果を最大限発揮する方法を選択することができるという効果が見込める。

上記の理由から、公募型プロポーザル方式を採用し、事業者を選定した。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G5）

## 5 担当部署

ICT戦略室企画担当（電話06-6208-9502）